

Q&A(令和6年度)

| 分類 | No. | 質問 | 回答 |
|----------|-----|---|---|
| 交付申請関係 | 1 | 「創業計画概要書(様式第2号)」「2. 収支予算」の予算額は、税抜と税込のどちらで記載するのか。 | 全て税抜で記載してください。 |
| | 2 | 「創業計画概要書(様式第2号)」「2. 収支予算」の備考欄には何を記載すればよいか。 | 項目ごとに計上した予算額の内容が分かるように記載してください。(複数ある場合は全て記載してください。) (例)販路開拓費…「△△展示会出展:〇〇〇円」 広告費…「ホームページ製作:〇〇〇円、ポスター製作:□□□円」 |
| | 3 | 「創業計画概要書(様式第2号)」に記載していた費用区分や用途と異なるものに補助金を使用することは可能か。 | 原則、「創業計画概要書(様式第2号)」に記載された内容と異なる用途で補助金を使用することは認められません。 |
| | 4 | 「創業計画概要書(様式第2号)」に記載するスペースが足りない場合はどうすれば良いか。 | 複数ページになつても構いません。 |
| | 5 | 市税の納税証明書とは、草津市税分の証明書か。 | 御認識のとおりです。(領収書不可) |
| 補助対象者の要件 | 6 | 前年度(～令和6年3月31日)までに事業を開始している場合には申請可能か。 | 前年度までに事業を開始されている場合は申請できません。 |
| | 7 | 交付申請時点で事業を開始している場合でも対象となるのか。 | 令和6年4月1日から令和7年2月28日までに事業を開始されている場合は対象となります。 |
| | 8 | 令和7年2月28日までに創業できなかった場合はどうなるのか。 | 原則、交付決定を取消すことになります。 |
| | 9 | 現在草津市外在住で草津市で個人事業主として起業を考えているが、その場合は補助金対象となるのか。 | 募集要項2P、2. 補助対象者(1)に記載の通りですが、個人事業主として起業する場合には、市内に居住し、市内に事業所等を開設し事業を行う場合が対象となるため、対象外となります。 |
| | 10 | 既に事業所等を設立済(個人:開業届、法人:法人登記)の場合、申請は可能か。 | 創業区分【ア:新規創業(個人)】【イ:新規創業(法人)】 → 事業所等の設立が前年度中であり、かつ、前年度中に事業を開始していない場合に限り申請可能です。 創業区分【ウ:法人成り】 → 事業所等の設立から3年未満であり、かつ、前年度中に事業を開始していない場合に限り申請可能です。 創業区分【エ:第二創業】【オ:事業承継】 → 事業所等の設立から3年未満であり、かつ、前年度中に新たな事業を開始していない場合に限り申請可能です。 |
| 補助対象者の要件 | 11 | 創業区分【エ:第二創業】【オ:事業承継】に該当する要件として、「新たな事業を市内で開始する」とあるが、「新たな事業」とは具体的にどのような場合を指すのか。 | 日本標準産業分類(令和5年6月改定)における中分類単位で異なる場合を指します。 詳しくは総務省HPにて確認してください。 (https://www.soumu.go.jp/toukei/toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm) |
| | 12 | 創業区分【エ:第二創業】【オ:事業承継】で申請する場合、前年度中に新たな事業を開始している場合でも申請は可能か。 | 前年度までに新たな事業を開始されている場合は対象外です。 令和6年4月1日から令和7年2月28日までに、該当する区分の事業を新たに開始する場合が対象となります。 |
| 補助対象者の要件 | 13 | 【上乗せ②-(1):U/Iターン者枠】 申請時点で市外在住の場合、納税証明書は現居住地の納税証明書が必要となるのか。 | 現居住地(=草津市以外)の納税証明書は不要です。 なお、市外に住民登録されている方は本市の納税証明書が発行されませんので、その際は、「草津市税の滞納がないことを証する証明書」の交付を受けて下さい。(草津市税務課まで) |
| | 14 | 【上乗せ③:ゼロカーボン・DX推進枠】 どのような事業内容であれば対象となるのか。 | 創業して実施される事業の根幹となっており、当該事業を通じて、地域(他者)に与える影響(事業内容・提供するサービス等)が相当程度あると判断されるものが対象となります。(単に自身のゼロカーボン・DXを推進するもの、環境に配慮した商品・他者が開発したサービス等を使用するものは対象外) |

Q&A(令和6年度)

| 分類 | No. | 質問 | 回答 |
|--------|-----|--|--|
| 補助対象経費 | 15 | 補助対象経費について、〇〇〇は対象となるのか。 | 募集要項4Pに記載のとおりですが、記載されている項目以外で疑義がある場合は、メールでお問い合わせください。 |
| | 16 | 業務用のキッチンカーを購入予定であるが、補助金の対象となるか。 | 対象となります。 費用区分を「設備費」に計上してください。 |
| | 17 | 店舗等借入費について、「店舗、事務所等の賃借料」とあるが、駐車場代は対象となるか。 | 事業の用に供する目的で契約して使用される場合には対象となります。 |
| 補助対象経費 | 18 | 店舗等借入費として事業所のテナント料(家賃)を計上する場合、 ①交付決定前に契約済でも対象となるのか。 ②交付決定日までに支払済の経費は対象となるのか。 ③令和7年3月分の家賃を2月28日までに支払う場合は補助金の対象となるのか。 | ①対象となります。 ②対象外です。交付決定日以降に支払う経費が対象となります。 ③補助対象期間(令和6年4月1日から令和7年2月28日)外の事業活動に要する経費のため、対象外となります。 |
| | 19 | 交付決定日より前に工事に着手しているが、支払いは済んでいない場合、工事費用は対象となるのか。 | 交付決定日より前に実施した工事費用は、対象外となります。 |
| | 20 | 広告費について、ホームページを定額制(サブスク形式)で使用する場合、補助対象となるか。 | 原則、対象となります。 ただし、交付決定日時点で既に支払済の場合(例:サブスク費用を既に一括払済)や設備等を取得済の場合(例:業務用機械を既に契約・取得済)は対象外となります。 また、令和7年3月1日以降の使用分についても対象外となります。 |
| | 21 | 交付決定後、補助事業の実施段階において、補助対象経費(費用区分)に変更が生じる場合はどうすればよいか。 ※「創業計画概要書(様式第2号)」「2. 収支予算」(支出の部)関連 | やむを得ず内容の変更や費用区分間(設備費と広告費など)での配分変更が必要となる場合には、事前に御相談ください。 なお、交付決定を受けた金額から2割以上の変更(減額)が生じる場合には、変更交付申請の手続きが必要となります。 |
| 審査関係 | 22 | 2次審査(プレゼンテーション審査)では、何をするのか。 | 提出いただいた「創業計画概要書(様式第2号)」を用いて創業内容の詳細を説明してください。 |
| | 23 | 2次審査(プレゼンテーション審査)の際に、追加資料を配布することは可能か。 | 可能です。 追加資料を使用される場合は、当日5部持参してください。 |
| | 24 | 2次審査(プレゼンテーション審査)の際に、プロジェクターの使用は可能か。 | プレゼンテーション時間は短いのでプロジェクターは用意しません。 事前に提出いただいている「創業計画概要書(様式第2号)」や当日持参される資料により説明してください。 |
| 実績報告 | 25 | 「実績概要報告書(様式第11号)」「2. 収支精算」の金額は、税抜と税込のどちらで記載するのか。 | 全て税抜で記載してください。 |
| | 26 | 「実績概要報告書(様式第11号)」「2. 収支精算」(支出の部)の経費区分は、どの単位で記載する必要があるのか。 | 補助金を用いて支出した項目単位で記載してください。 (例:「設備費」として店舗等の改装と機械器具を購入された場合、別々に記載してください。) |
| | 27 | 事業に要した費用の支払を証する書類とは、領収書以外にどのような書類が該当するのか。 | 原則、領収書を対象とします。 その他、見積書、注文書、請求書、納品書等の書類の組み合わせにより、発注者(申請者)と受注者における支払の事実が客観的に確認できる場合は認められます。 |
| | 28 | 店舗の賃料を銀行口座からの引き落として支払う場合、どのような書類を提出すべきか。 | 賃貸人と賃借人(申請者)間における支払いの事実が客観的に確認できる書類が必要となります。 (例:賃貸借契約書の写しと通帳表面(名義人の記載)ならびに該当ページのコピーなど) |
| | 29 | ポイントやクーポン券による割引を活用した場合、実績額として記載する金額は割引後の金額か。 | 御認識のとおりです。 |